

BTMU ASEAN TOPICS (No.2010/7)

 Aki Fukuchi 福地 亜希
fukuchi@sg.mufg.jp

Dec. 16, 2010

ASEAN と中国の FTA (ACFTA) と経済関係の深化

ASEAN と中国の間では、2010 年 1 月に ASEAN・中国自由貿易協定 (ACFTA) に基づき約 9 割の品目の関税率が撤廃され、域内人口 19 億人、経済規模 (名目 GDP) 約 6 兆ドルの巨大市場創設に向けて大きく前進した。近年、両国・地域間の貿易は拡大傾向がみられるほか、投資、インフラなどの分野でも経済関係は着実に緊密化の方向にある。

以下では、ACFTA の概要および貿易・投資への影響、今後の経済関係の展望などについて纏めてみた。

1. ASEAN・中国 FTA の概要

ASEAN と中国は、2002 年 11 月に「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」を締結、2004 年から早期関税引き下げ措置 (アーリーハーベスト) として一部農産品の無税化を実施したほか、2005 年 7 月には「物品貿易協定」、2007 年 7 月には「サービス貿易協定」がそれぞれ発効するなど、段階的に自由化を進めてきた (第 1 表)。

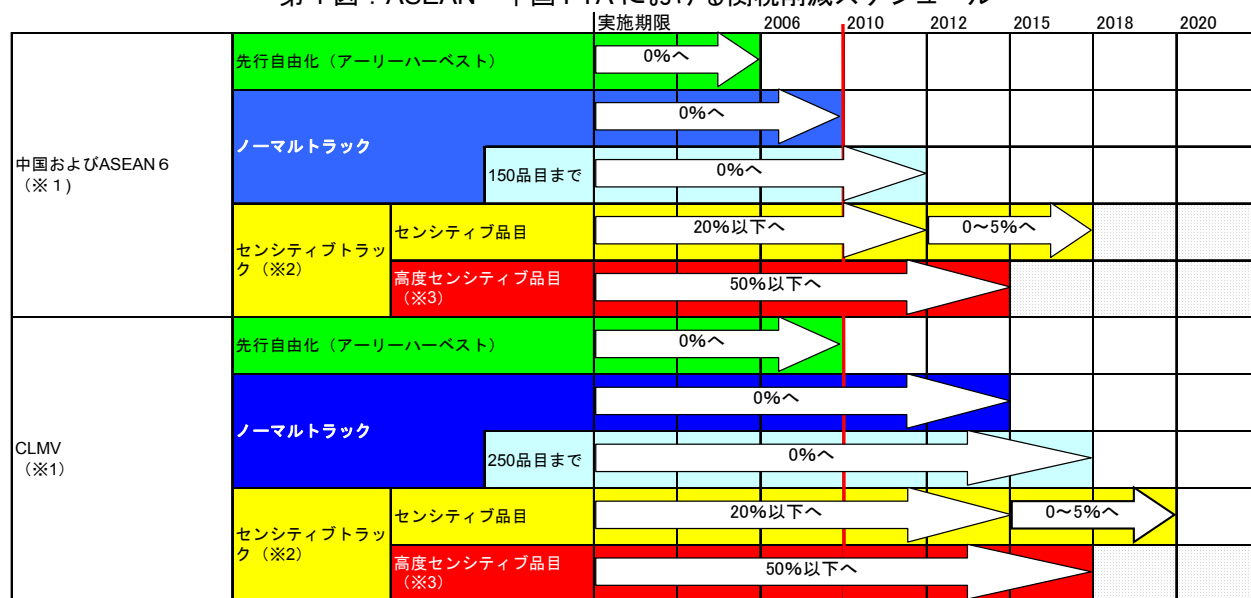
さらに、2010 年 1 月 1 日には、「物品貿易協定」に基づき ASEAN 原加盟 6 カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) と中国が、ノーマル・トラックに該当する品目 (ASEAN は 2001 年の輸入額の 90%、中国は 93%) の関税率を原則撤廃した (次頁第 1 図) ほか、「投資協定」 (2009 年 8 月署名) が発効するなど、市場統合に向けて大きく前進した。

第 1 表 : ASEAN・中国 FTA のこれまでの実施状況

	発効・締結・交渉状況
2001年11月	ASEAN・中国首脳会議で10年以内のFTA創設で合意
2002年11月	ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定締結
2003年10月	枠組み協定修正議定書締結
	タイが農水産品 (HS01~08) を対象とした早期関税引き下げ措置 (EH) を先行実施
2004年1月	EH実施 (フィリピンは2006年1月21日から実施)
2004年11月	ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定締結
2005年7月	非農水産分野、その他農水産品の関税削減開始
2006年12月	枠組み協定第2修正議定書締結
2007年1月	サービス貿易協定署名 (7月発効)
2009年8月	投資協定署名 (2010年1月1日発効)
2010年1月	ASEAN原加盟6カ国と中国がノーマルトラックの関税率を撤廃

(資料) 各種資料などより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第1図：ASEAN・中国 FTA における関税削減スケジュール



(注1) ASEAN 6はブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ。CLMVはカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム。
 (注2) センシティブトラックは400品目 (CLMVは500品目) かつ輸入総額の10%以内。
 (注3) 高度センシティブ品目は、センシティブ品目数の40%以下、または100品目 (CLMVは150品目) 以下のいずれか少ない方が上限。
 (資料) 経済産業省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2. ACFTA の貿易・投資への影響

(1) 最終財貿易への影響は限定的

しかし、足元の両国・地域間の貿易の拡大は、順調な景気拡大に伴う需要増加ペース以上のものではなく、ACFTA の影響はまだ本格的には現れていない。

この背景としては、①ASEAN・中国間の貿易では輸出向けの中間財が多く¹、FTA 以外の関税減免措置（輸出加工区向けの免税制度や輸出製品製造のための保税制度など）が活用されていることに加え、②国内産業保護の観点から、「センシティブ品目 (SL)」および「高度センシティブ品目 (HSL)」²として、一般の関税削減を行う「ノーマル・トラック」とは異なるスケジュールが設定されているものがあること、③一部では、FTA 発効後に最恵国待遇 (MFN) 関税率が引き下げられることで、MFN 税率が FTA 税率を下回る逆転現象が発生していること——などが指摘されている。

特に、両国・地域間の最大の貿易品目である電子機器・家電のうち電子部品、および一般機械のうちコンピューター関連の関税率は、ASEAN、中国ともゼロまたは極めて低水準であり、輸出加工区など無税で輸入されることも多い。他方、主要エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電製品や輸送機械については、中国および ASEAN の双方で SL または HSL として高関税を維持している。また、「互惠主義の原則」に基づき、特惠関税の

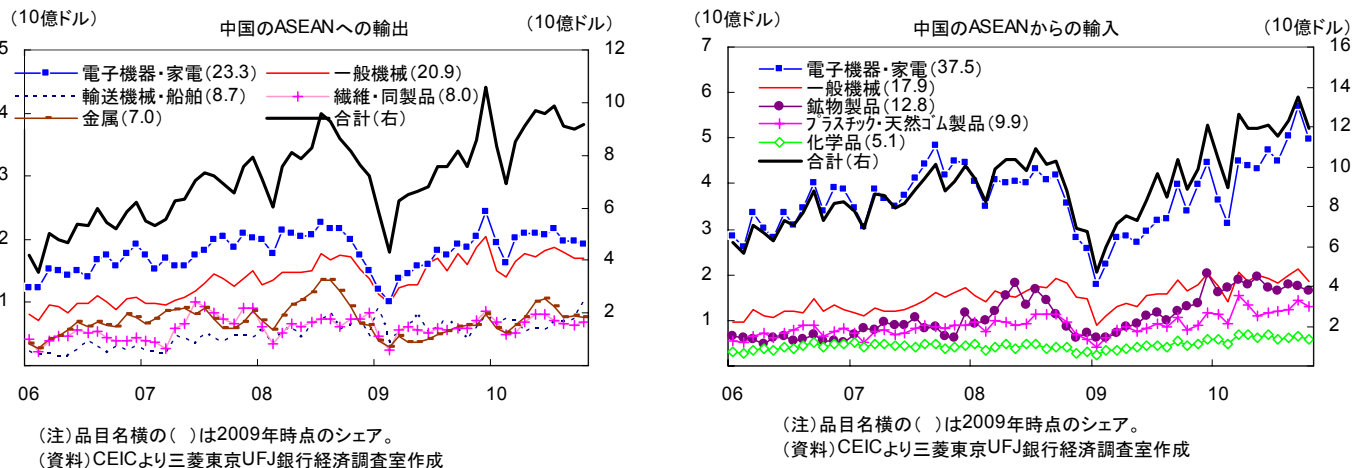
¹中国の総輸入（食糧、燃料除く）に占める中間財は 55.5%に対し、対 ASEAN では 63.1%。

²中国および ASEAN 原加盟 6 カ国の場合、センシティブ品目 (SL) に対する関税率は、2012 年までに 20%以下、さらに 2018 年までに 5%以下へ削減し、高度センシティブ品目 (HSL) については、2015 年までに 50%以下へ削減する計画。新規加盟 4 カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は、SL については、2015 年までに 20%以下、さらに 2020 年までに 5%以下へ削減し、HSL については、2018 年までに 50%以下へ削減する計画。

適用を受けるのは、自国と相手国の双方が該当品目を「ノーマル・トラック」に指定している場合に限られて、自国が「ノーマル・トラック」に指定していても、相手国が「センシティブ・トラック」に指定していれば関税を撤廃する必要がない。このため、実際に関税率が撤廃された品目数は、「ノーマル・トラック」指定品目数よりも少ない。

このため、ACFTA の本格的な影響は、センシティブ品目 (SL/HSL) の関税削減が始まる 2012 年、2015 年以降を待つ必要があると言えよう。

第 2 図：ASEAN 中国貿易動向



ASEAN 側では、ACFTA に伴い、特に繊維などの労働集約産業などで、中国製品の流入拡大が懸念されていたが、実際には、FTA に伴う関税撤廃以前から、密輸ルートも含め中国製品の流入は拡大しており、FTA の影響を特定するのは難しい。また、中国の賃金上昇に伴い、中国に拠点を置く一部の繊維メーカーがインドネシアなどに移転するケースがみられるほか、ASEAN から部品調達する動きがみられるなど、事前に懸念されていたほどのマイナスの影響はないとも考えられる。

他方、ASEAN の対中輸出は、全体としてみると機械・電子機器など中間財の比率が高いものの、近年は、中国の内需拡大に伴い、パーム油などの油脂や鉱物燃料、化学品、プラスチック・天然ゴムおよび同製品などの原材料・素材関連の輸出が拡大している。特にインドネシアの対中輸出は、鉱物燃料 (41.3%、2009 年時点) および油脂 (14.7%) などの資源関連が 5 割強を占め、中国における小規模炭鉱閉鎖・統合に伴う国内での供給能力の縮小を受け、対中石炭輸出が急拡大している。

(2) 投資は低水準ながらも拡大傾向

ASEAN の対内直接投資に占める中国の割合は 3.8% (2009 年) と大きくはないが、中国企業の「走出去」(海外進出)戦略のもと、エネルギー・資源獲得や米国との貿易摩擦回避を目的とした投資が拡大しつつある。前者の例として、ミャンマーでは、中国向け電力輸出を目的とした水力発電や天然ガスなど資源確保目的の投資が目立っているほか、ラオスでも、水力発電のほか鉱物資源開発などへの投資が拡大している。また、貿易摩擦回避型の例として、ベトナム、カンボジア、タイなどで、第三国向け輸出を目的とした繊維・衣類分野での投資がみられる。

一方、ASEAN から中国への直接投資は、全体としてみると小規模だが、シンガポールは、従来から政府系ファンド等を通じて対中投資を積極的に行っており、対外直接投資残高に占める中国のシェアは 16% (2008 年末時点) と一国としては最大の投資先となっている (第 3 図)。投資分野の特徴としては、集合住宅やオフィスビル、商業施設などの不動産や大型工業団地開発、インフラ関連などが中心となっている。近年は、蘇州工業団地に続く第 2 の両国共同プロジェクト「天津エコシティ」の開発が進行中であり、政府系複合企業ケッペルおよびその子会社 2 社は、天津市政府傘下の投資持株会社 (Tianjin TEDA Investment) が率いる中国企業連合 (TEC) とともに中国・シンガポール天津エコシティ投資開発会社 (SSTEC) を設立し、開発の中心的役割を担っている。

こうしたこれまでの両国・地域間の投資拡大に伴い、投資家保護が課題となりつつある。今年発効した「投資協定」では、内国民待遇や最恵国待遇のほか、政府が強制収用を行った場合の保障や紛争処理などが明記され、両国・地域間の投資環境改善に伴うさらなる投資拡大が期待される。

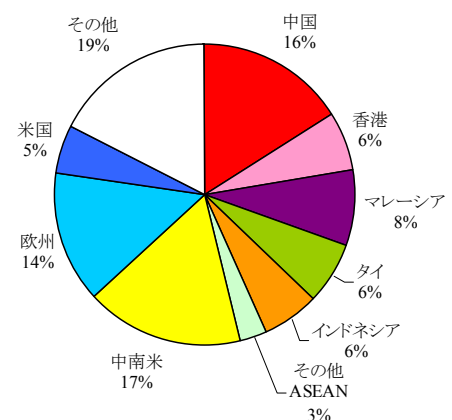
第 2 表：中国の対 ASEAN 直接投資

(100万ドル)

	2005	2006	2007	2008	2009
ブルネイ	1.5	-	1.2	1.8	5.8
インドネシア	11.8	56.9	99.1	174.0	226.1
マレーシア	56.7	7.5	▲ 32.8	34.4	53.8
フィリピン	4.5	9.3	4.5	33.7	40.2
シンガポール	20.3	132.2	397.7	1,551.0	1,414.3
タイ	4.8	15.8	76.4	45.5	49.8
ミャンマー	11.5	12.6	92.3	232.5	376.7
カンボジア	5.2	9.8	64.5	204.6	215.8
ラオス	20.6	48.0	154.4	87.0	203.2
ベトナム	20.8	43.5	110.9	119.8	112.4
合計	157.7	335.8	968.1	2,484.4	2,698.1

(資料) 中国商務部資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第 3 図：シンガポールの対外直接投資残高 (2008 年末時点)



(資料) シンガポール統計局資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

3. 今後の展望と課題

今後、ASEAN・中国 FTA (ACFTA) の進展により、両国・地域間の経済関係の深化はさらに後押しされよう。

貿易面では、ACFTA 協定の改定により、企業の ACFTA 活用に弾みとなることが期待されている。2010年10月に署名された ACFTA 第2修正議定書では、2011年1月から「リ・インボイス」(仲介貿易)および「バック・トゥ・バック」(移動証明書)が公式に認められることになった³。ASEAN 地域では、貿易実務上、決済事務の合理化や為替リスクの集中・管理などを目的に、シンガポールなどの地域統括拠点に全ての貿易取引決済業務を集中させているケースが少なくない。従来、ACFTA では、こうした仲介貿易の扱いは明文化されておらず、特惠関税適用の可否は輸入国側税関の裁量に委ねられていたため、国によって扱いが異なり、中国側では特惠関税が認められる一方、ASEAN 側では特惠関税の適用が拒否されるなどの問題が生じていた。

投資面では、投資協定発効による投資環境改善に加え、2009年10月に、中国の温家宝首相が、ASEAN 各国に中国企業進出のための「経済合作区」を設けることを表明したことなども、中国企業の ASEAN 進出拡大に追い風となると考えられる。

物流面でも、中国は ASEAN に対するインフラ開発のための支援を積極的に行っている。2009年8月の ASEAN 中国経済担当相会合では、中国は ASEAN に対し、インフラ開発のための150億ドルの融資で合意、2010年5月には、タイとラオス両政府によるメコン川第4友好橋⁴建設に係る覚書およびタイおよび中国の企業による合弁事業の建設請負契約が締結された。建設費総額16億2,400万バーツのうち、50%(8億1,200万バーツ)と諸管理費(4,550万バーツ)をタイ政府、残りを中国政府が負担し、12年末の完成を目指す。第4友好橋が完成すれば、中国雲南省昆明からラオスを経由しバンコックまでの陸路による一貫した輸送が実現することになり、ACFTA を物流面から後押しすることが期待される。

さらに、ASEAN と中国の貿易拡大に伴い、両国・地域間の人民元建ての貿易決済に関心が高まるなど、金融面での結びつきも強まりつつある。2009年7月から、深圳、東莞、広州、珠海、上海の5都市の特定企業400社に対し、ASEAN と香港・マカオ間の人民元建て貿易決済が認められ、2010年7月には対象地域等の拡大が発表された⁵。さらに2010年8月の中国 ASEAN 経済閣僚会議では、中国と ASEAN との間の貿易で人民元の利用拡大を検討することが合意された。現時点では、両国・地域間で人民元決

³ 「リ・インボイス」は、原産国とは異なる第三国にある本社や地域統括会社からインボイスを発行する取引形態。モノと原産地証明書は直送、インボイスは第三国経由。「バックトゥバック」は、「リ・インボイス」に加えてモノと原産地証明書も第三国経由。

⁴ 第4友好橋は、アジア開発銀行 (ADB) を中心に実施されてきたメコン川流域圏 (GMS) 開発のうち、タイのチェンライから中国雲南省昆明を結ぶ全長約1,200kmの南北回廊の一部で、国境線となるメコン川を挟んでタイ (チェンライ県) とラオス (ボケオ県) をつなぐ橋梁 (長さ480m、幅14.7m) と周辺施設が建設される予定。

⁵ 中国国内の4直轄市を含む20省市と中国国外の全ての国・地域に拡大された。

済を利用するケースはまだ多くはないものの、足元の米ドル安もあり、為替変動リスクを減少させるとともに、人民元高期待などから利用を検討する動きが増えつつあるとみられる。

今後、各国は、2012年以降の家電や自動車など主要品目の関税撤廃や、2015年以降のASEAN新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム：CLMV）のノーマル・トラックの関税撤廃を視野に、産業育成・高度化が喫緊の課題となっている。近年、CLMVでは、中国への一極集中を回避するための企業の「チャイナ・プラス・ワン」戦略や、ASEANの賃金上昇などに伴い、企業の投資先としての関心が徐々に高まりつつあるが、地場の軽工業を中心に相対的に産業競争力は低いとみられ、中国からの輸入品や中国企業の進出によるマイナスの影響が懸念されている。

また、経済関係の緊密化と併せて、政治・安全保障上の協調が不可欠となっている。中国にとってACFTAは、輸出・投資先の開拓や資源確保という経済的な目的ばかりでなく、農産物の自由化やインフラ面での経済協力等を通じて中国脅威論の払拭を図り、同地域での経済・政治的な影響力を強めたいという政治的思惑が密接に絡んでいる。今年10月の東アジアサミットでは、ASEAN+3（日中韓）にインド、豪州、ニュージーランドを加えた16カ国の枠組みから、来年から米国、ロシアが加わり18カ国体制へ拡大することが決定された。アジア地域の高成長やFTAを通じた経済関係の深化に期待が高まる一方、朝鮮半島や南シナ海の領有権を巡る問題など地域の不安定化が懸念されており、ASEANおよび中国に第三国を含めた戦略的な協調体制を構築し、経済発展の前提となる域内の平和と安定を確保できるかが課題となろう。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。